

返戻金に関する制度

1. 採用決定者が、本人の責による解雇または、自己都合により退職した場合、株式会社 BPC は下記の定めに従い人材紹介手数料を求人者に返還するものとする。

なお、返還期日は、採用決定者の退職した日の属する月の末日で締め、翌月末日までに求人者指定の金融機関口座に振込みにより返還するものとし、振込手数料は株式会社 BPC の負担とする。

但し、返還期日までに人材紹介手数料が支払われていない場合、求人者は、株式会社 BPC に対して、人材紹介手数料として、本来支払うべき金額から株式会社 BPC が求人者に対して返金すべき金額を差し引いた金額を支払うものとします。

記

採用決定者が入社日から 1 ヶ月未満に退職した場合	人材紹介手数料の 80%
採用決定者が入社日から 2 ヶ月未満に退職した場合	人材紹介手数料の 50%
採用決定者が入社日から 3 ヶ月未満に退職した場合	人材紹介手数料の 30%

以上